

第 4 期
草津市
地域福祉計画

(骨子案)

令和 3 年 月

草津市

目次

第1章 序論	1
1. 計画策定の背景	1
2. 地域福祉をめぐる考え方	2
3. 計画策定の視点	3
4. 計画の位置づけと期間	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	6
第2章 現状と課題	7
1. 市の現状	8
(1) 人口の推移	8
(2) 人口の構成	8
(3) 自然増減、社会増減の推移	9
(4) 高齢者の状況	10
(5) 障害者の状況	10
(6) 子どもの状況	10
(7) 生活保護の状況	10
2. アンケートから見る住民意識	11
(1) 調査概要	11
(2) 調査結果	11
3. ワークショップ結果	12
(1) ワークショップの概要	12
(2) ワークショップ結果	12
4. 第3期計画の成果と課題	13
5. 第4期計画に向けた主要課題	16
第3章 計画の理念と体系	17
1. 計画の基本理念	18
2. 計画の基本目標	19
3. 施策体系	21
第4章 施策の展開	22
基本目標1 みんなで育ち合う人づくり	23
基本目標2 みんなで支え合う地域づくり	23
基本目標3 みんなが尊重される福祉のまちづくり	23

重点プログラム	24
第5章 計画の推進に向けて	25
1. 計画の推進体制	26
2. 計画の評価	26

第1章 序論

1. 計画策定の背景
2. 地域福祉をめぐる考え方
3. 計画策定の視点
4. 計画の位置づけと期間
5. 計画の策定体制

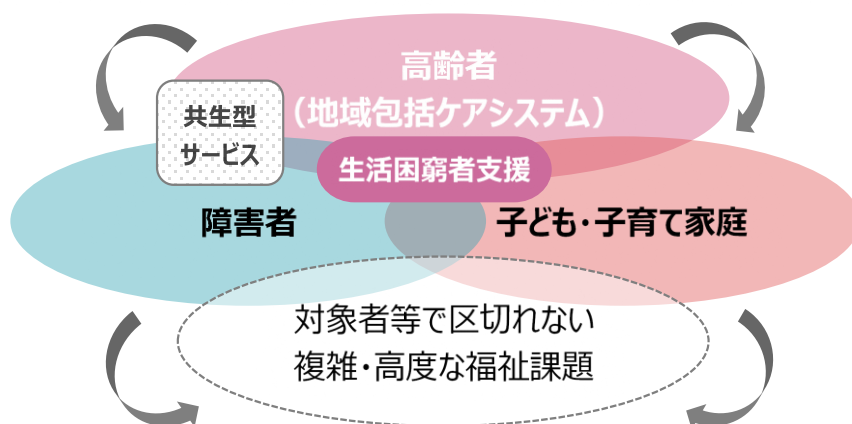
1. 計画策定の背景

国においては、平成12（2000）年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化などを柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成29（2017）年には社会福祉法が介護保険法などとともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

少子高齢化、核家族やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様性にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっています。これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域でともに暮らす住民が身近にある様々な福祉ニーズに目をむけ、地域全体で課題の解決に取り組むことが求められています。

「地域共生社会」の実現のためには、行政の施策・取組の充実はもとより、地域住民同士の助け合い・支え合いの心の醸成・再構築が必要です。また、「地域福祉」に関する取組の充実、まちを豊かにしていくことはもとより、いつまでも住み続けられる地域の構築には欠かせない視点となってきました。

こうした背景から、本市では、「第3期草津市地域福祉計画」（以下、「第3期計画」という）の基本的な方向性を引き継ぐとともに、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的に福祉施策を推進していくため、「第4期草津市地域福祉計画」（以下、第4期計画）という）を策定し、市民が安心して生活できる地域共生社会の実現をめざします。



◆地域共生社会の実現に向けて、今後求められること

包括的な支援体制の強化	◇断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援
地域力の強化	◇「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり ◇助け合い・支え合いの心の醸成・再構築

2. 地域福祉をめぐる考え方

「福祉」とは、特定のだけだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動を言います。それに対し、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域の住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

そのためには、身の回りに起こる日常的な問題は個人や家庭の努力で解決する（＝自助）とともに、近所や地域、ボランティアによる助け合いや支え合いにより解決を図る（＝互助）ことが必要です。また、介護保険や医療保険等の相互負担による社会保険制度の活用（＝共助）や公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）も考えられます。

自助・互助・共助・公助が連携・連動するとともに、これからは従来の固定的な役割分担ではなく、「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。

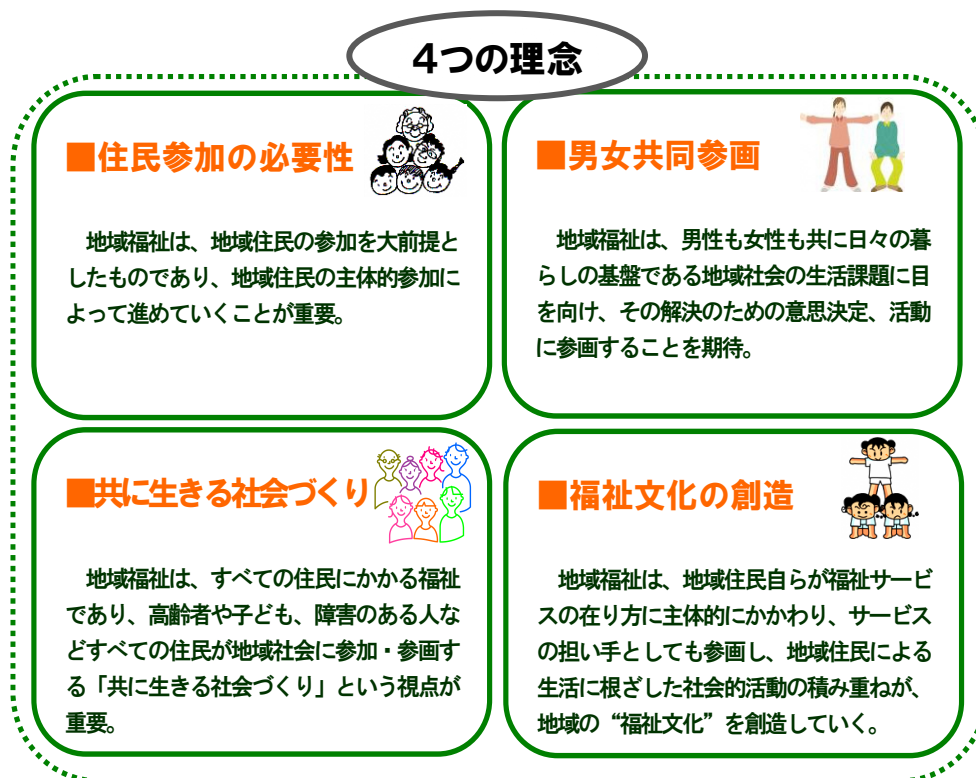
本市の地域福祉をより充実させていくために、行政や市社協、地区社協をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することが重要です。

今後、「地域福祉」の重要性が高まるなか、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域の様々な人たちによる助け合い・支え合いを推進するとともに、福祉サービスや公的支援の充実等を図ることを目的に、地域福祉計画を策定します。



3. 計画策定の視点

地域福祉計画の策定に当たっては、平成14（2002）年1月に社会保障審議会福祉部会が「市町村地域福祉計画および都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」で“4つの理念”の重視の方向性が示されています。



上記理念を継承しながら、平成29（2017）年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の5つが示されました。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

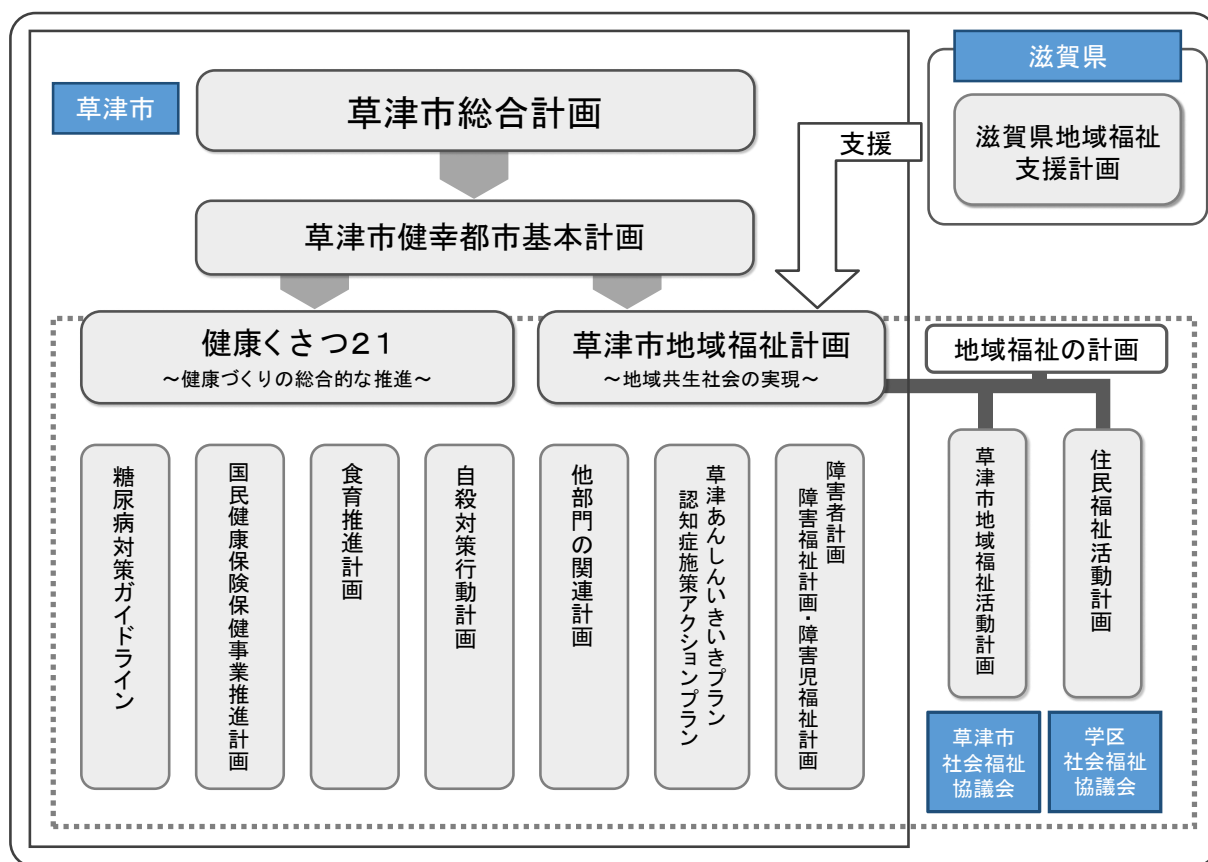
点や線的な連携から、面的かつ包括的な連携の方向性の提示を前面に据え、人・つながり・場所の地域資源を生かした福祉からのまちづくりが、本計画の重要な視点になります。

4. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、この第4期計画は、草津市総合計画および草津市健幸都市基本計画の各上位計画がめざすまちの将来像や基本理念の達成に向けた、“福祉のまちづくり計画”です。また、第4期計画は、福祉に関する個別計画（高齢・介護、障害者等に関する計画）に関し、共通して取り組むべき事項を体系化するものであり、他の福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、第4期計画策定には、成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「再犯防止推進計画」が包含されているものとします。



(2) 計画の期間

第4期計画の期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。

和暦(年度)	平成 28	平成 29	平成 30	令 和 元	令 和 2	令 和 3	令 和 4	令 和 5	令 和 6	令 和 7
西暦(年度)	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
計 画	第3期草津市地域福祉計画					第 4 期草津市地域福祉計画				
	一部改定版									

※ 第3期計画は、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29（2017）年6月に公布され、平成30（2018）年4月からの施行に伴い、平成30（2018）年3月に一部改定を行いました。

5. 計画の策定体制

第4期計画の策定に当たっては、住民と行政の協働・連携により、「草津市地域福祉推進市民委員会」において審議するとともに、「第4期草津市地域福祉計画策定庁内検討会」において計画の素案づくりや意見調整等を実施しました。

図を挿入

第2章 現状と課題

1. 市の現状
2. アンケートから見る住民意識
3. ワークショップ結果
4. 第3期計画の成果と課題
5. 第4期計画に向けた主要課題

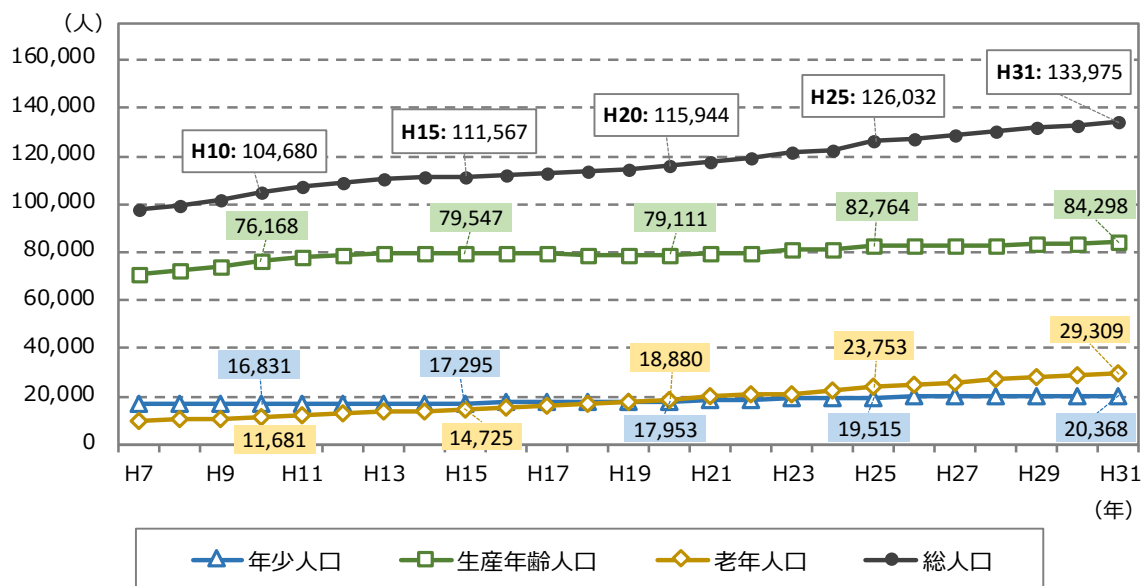
1. 市の現状

※市の現状に関しましては、下記イメージの通り
予定しておりますが、今後、データを精査の上、
掲載していきます。

(1) 人口の推移

総人口は増加で推移していますが、近年は、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）は減少、年少人口（15歳未満）は横ばい、老年人口（65歳以上）は増加で推移しています。

◆人口の推移◆



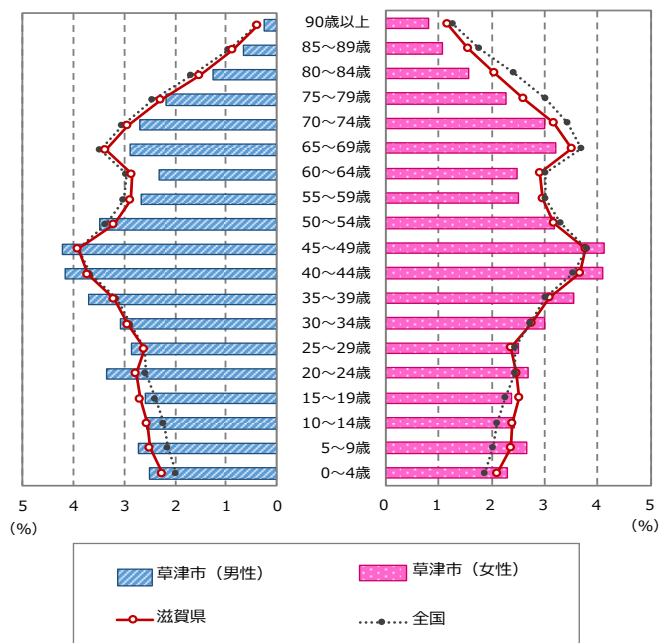
資料：総務省「住民基本台帳」 ※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

(2) 人口の構成

全国および県と比べて、男女ともに55歳以上の割合が低く、50歳未満の割合は高くなっています。

◆人口の構成（5歳区分）◆

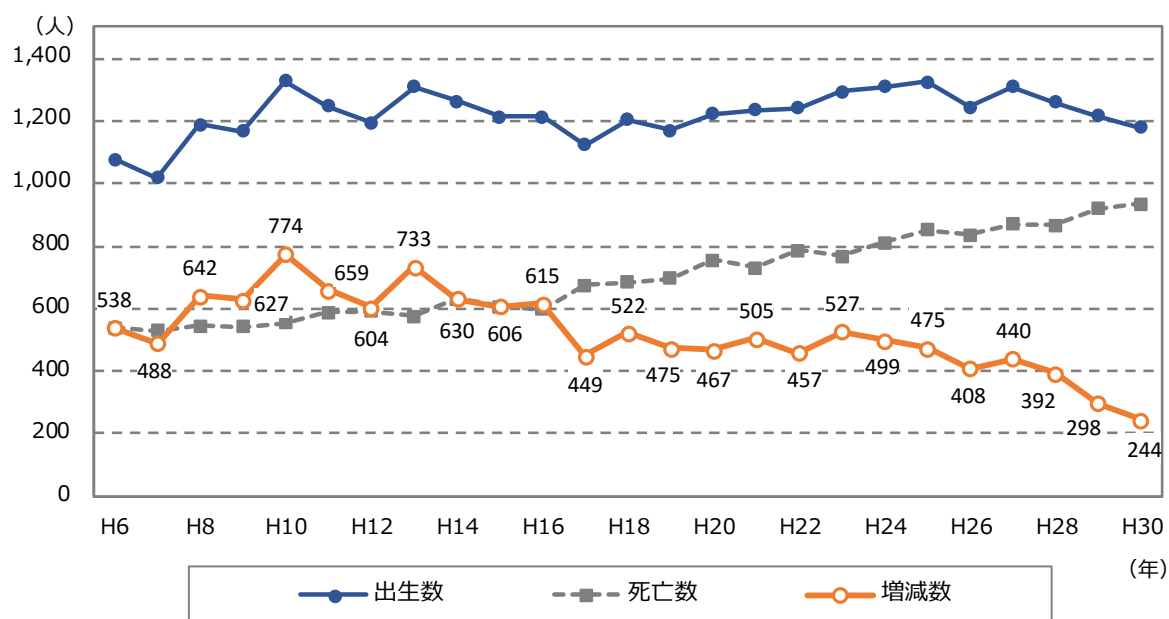
資料：総務省「住民基本台帳」
※平成31（2019）年1月1日時点



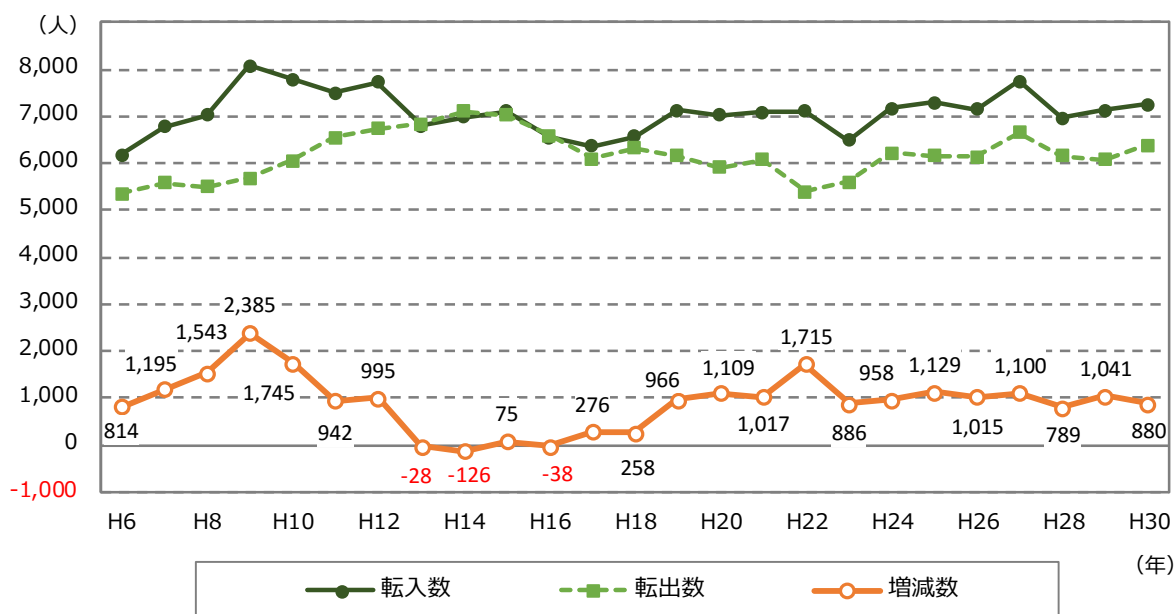
(3) 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）と社会増減（転入数と転出数の差）は、それぞれ増加で推移していますが、近年は死亡数の増加により自然増は減少傾向にあります。

◆自然増減の推移◆



◆社会増減の推移◆



資料：総務省「住民基本台帳」

※H6～H24 は各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日、H25～は各年 1 月 1 日～12 月 31 日)

（４）高齢者の状況

◎高齢者数の推移

◎高齢者を含む世帯数

（５）障害者の状況

◎障害者手帳所持者数の推移

◎障害者手帳所持者の年齢階層別内訳

（６）子どもの状況

◎出生数・出生率の推移

◎父子・母子世帯の推移

（７）生活保護の状況

◎生活保護世帯数、被保護者数の推移

2. アンケートから見る住民意識

(1) 調査概要

第4期計画策定のための基礎資料とするために「地域福祉に関するアンケート」を実施しました。

▪ 調査対象	まちづくり協議会、学区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、町内会、社会福祉関係団体等の関係者
▪ 調査対象者数	689人
▪ 調査方法	郵送による調査票の配布・回収
▪ 調査期間	令和2年6月20日～7月3日

調査対象者数（配布数）	689票
回収数	561票
回収率	81.4%

(2) 調査結果

第4期計画を策定するに当たり、特に注目すべき結果を抜粋して記載予定。

3. ワークショップ結果

(1) ワークショップの概要

市民の意見を吸い上げ、第4期計画の策定に当たり、施策・事業への反映に資する内容となることをめざしてワークショップを開催しました。

- | | |
|---------|---|
| ▪ 実施日程 | 令和2年7月13日（月）および14日（火）
両日とも午後6時半から午後8時半 |
| ▪ 会場 | 草津市役所8階 大会議室 |
| ▪ 参加者 | 福祉関係団体等、地域福祉や地域に根ざした活動をしている方や地域福祉に興味・関心のある市民および市の職員

【参加者数】
一日目：32名
二日目：32名 |
| ▪ 運営の手法 | 6テーブルに分かれて、それぞれテーマに沿ってグループワークを行います。

【1日目】高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者等への支援として共通に取り組めることのうち、「相談支援」、「見守り」、「居場所づくり」の3つの取組について、特に互助と公助の視点から検討しました。

【2日目】3つのシチュエーション（「複合的な課題を抱える家族への支援」、「引きこもりの相談支援」、「参加支援」等）の事例を引用して、対応策とその結果を検討しました。

※なお、新型コロナウイルス感染症対策として、参加者数を抑制（一日30名程度）するとともに、会場設営においてもマスク、アルコール消毒薬、検温器の設置等を通して感染予防に努める形で実施しました。 |

(2) ワークショップ結果

第4期計画を策定するに当たり、特に注目すべき結果を抜粋して記載予定。

4. 第3期計画の成果と課題

第3期計画における5つの「重点プログラム」の進捗状況から、その成果と課題を見ていきます。

重点プログラム1 地域の中で活動する人をひろげます。

《主な成果》

- 地域ボランティアや大学生の学校ボランティアの参画により、各小中学校で創意工夫ある教育活動が展開できました。
- ボランティアに関する体験会や講座・教室を開催することにより、ボランティア活動や地域福祉活動の理解を広げ、参加を促進しました。
- 地域福祉活動のリーダーを養成・育成することで活動者の拡大を図りました。
- 地域サロンの企画、運営について助言、調整、情報提供等の支援を行いました。
- ボランティア連絡協議会の活動を支援し、グループ同士のつながりの強化を図りました。

《主な課題》

- 性別や年齢にとらわれない地域活動への参加促進や活動団体相互の交流促進等のあり方を検討し、地域で活動する人をさらに広げていく必要があります。

重点プログラム2 住民同士の暮らしに根ざした交流を深めます。

《主な成果》

- ふれあいまつりを通して、住民同士の交流の場や機会を提供しました。
- 福祉を考える市民のつどいを開催することにより、「福祉」について考えるきっかけの場を提供しました。
- 地域の居場所としてのサロンの立ち上げを支援しました。
- 福祉バスの運行により、高齢者や障害者の社会参加等の福祉活動を支援しました。
- 地域の活動団体が主体となって実施する移動困難者の運送支援事業を実施しました。
- 学区社協定例会や研修の調整等により地域に出向く機会を増やし、地域の困りごとやニーズを伺う機会をつくることができました。
- 出前講座や物品の貸し出し等により、介護予防体操団体の立ち上げや継続を支援しました。
- 定例の健康相談を実施し、保健師による心身の健康に関する相談を実施しました。
- 健康教育により、生活習慣病予防等の健康づくりに対する住民意識の向上につなげました。

○住民同士のつながりや地域福祉活動の大切さをテーマに、誰もが地域で安心して暮らしていくことについて考え、地域活動のきっかけとなるよう意識啓発に努めました。

《主な課題》

- 住民同士の良好な関係を築くための機会や社会参加・サロン活動等の場の充実など、さらなるきっかけづくりが必要です。

重点プログラム3 地域包括ケアシステムの構築に向けた仕組みづくりを進めます。

《主な成果》

- 地域ケア個別会議を開催し、介護予防の視点から多職種の助言を受けてケアマネジメントの充実を図りました。また、学区ごとに地域、医療、福祉、行政関係者による地域課題の共有と解決に向けた取組を検討しました。
- 多職種による在宅医療・介護連携の課題の抽出や対応策を検討し、切れ目のない在宅医療と介護の連携に関する協議を進めるとともに、市民講座等で在宅医療やACP^(※1)に関する啓発を行いました。
- 地域住民と介護サービス事業所等が協力して、地域での居場所づくりを推進するとともに、地域安心声かけ訓練^(※2)、認知症講座の開催等、地域の困りごとを解決する取組を行いました。

※1 ACP(アドバンス・ケア・プランニング)とは、本人と家族が医療者や介護提供者等と一緒に、現在だけでなく、今後の医療や介護についてあらかじめ話し合うことです。

※2 認知症について正しい理解を深め、外出中に道に迷った高齢者を見かけたときに、本人の気持ちに配慮した声かけや見守りが地域全体でできるようにする模擬訓練のことです。

《主な課題》

- 高齢者のみではなく、障害者、子どもや子育て家庭、生活困窮者等のあらゆる属性の住民にも視点をひろげ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような仕組みに深化させる必要があります。

重点プログラム4 生活困窮者の暮らしを守り、災害への備えを進めます。

《主な成果》

- 福祉の総合相談窓口として「人とくらしのサポートセンター」を位置づけ、多様で複合的な相談の受付や支援の調整を含む、生活困窮者等の自立支援を実施しました。
- 生活に困窮している世帯や住民同士の支え合い活動を実施する団体に対して、草津フードバンクセンターに集まった食糧を無償で提供しました。
- 民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者等の災害時要援護者の確認を行いました。

- 町内会・学区の防災活動に補助金を給付し、地域防災力の向上と共助の取組を推進しました。
- 福祉避難所^(※)の設置を推進し、地域における災害時の安心を高めました。

※ 災害時に市が開設する学校やコミュニティセンターなどの指定避難所では生活に支障をきたす、特別な配慮を必要とする高齢者や障害者等が避難する施設です。

《主な課題》

- 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）等の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」の実施に向けた取組をめざす必要があります。
- 今後、独居高齢者や高齢者のみの世帯、重度の要介護者等が増加することが考えられるため、災害時の支援体制を一層強化する必要があるとともに、感染症蔓延時の支援体制を構築する必要があります。

重点プログラム5 地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

《主な成果》

- 「人とくらしのサポートセンター」、「子育て相談センター」、「女性の総合相談窓口」等により、様々な相談を受け付けて支援に結びつけました。
- 地区担当保健師の配置や医療福祉に関する会議を開催して、地区の実情の把握や健康づくりの推進に向けたネットワークづくりに取り組みました。
- 健幸づくりセミナー等の開催により、健康や福祉に対する啓発や市民意識の向上を図りました。
- 地域の情報拠点として、図書館における読書の推進や情報提供に積極的に取り組みました。
- 公益社団法人草津市シルバー人材センターが行う就業機会の提供や地域に根ざした事業に対して補助を行いました。
- 各種講座の開催や地域の学習活動を支える人材育成、様々な情報の発信により、生涯学習を通じた地域福祉に資する学習機会の提供やボランティア活動の推進に取り組みました。

《主な課題》

- 地域共生社会の理念に基づき、断らない相談支援体制の構築や、就労支援・居住支援、居場所機能の提供、属性によらない社会参加の支援、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能の強化等について検討していく必要があります。

5. 第4期計画に向けた主要課題

第3期計画に基づき、一定の取組・成果は見られるものの、各事業については、参加者の年齢等の偏りや事業実施に伴う効果、横のつながり等に不十分さが残りました。第3期計画での基本的な取組や事業については継続・拡充していくとともに、不十分と考えられる点や新たな視点・多様なニーズへの対応について検討する必要があります。

こうした第3期計画の評価内容、地域福祉に関するアンケート調査、ワークショップから、大きな視点として、「自助」「互助」等の精神に基づく住民活動の促進、また地域の福祉を支えるための相談・支援体制等の拡充、さらには感染症を含めた災害対応等といった点が特に重要と考えられます。

以上の点を踏まえ、次の通り、第4期計画における主要課題を設定します。

《第4期計画に向けた主要課題》

1. 性別や年齢にとらわれない地域活動への参加促進と、地域活動の魅力の発信、活動団体相互の交流や情報交換の促進等により、地域で活動する人をさらに広げる必要があります。
2. 住民同士の良好な関係を築くための機会や社会参加・サロン活動等の場の充実など、さらなるきっかけづくりが必要です。
3. 地域共生社会の理念に基づき、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」体制の構築、また、地域サロン等の居場所機能の提供、属性によらない社会参加の促進、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート・支援機能の強化、また、生活困窮者・障害者等への就労支援・居住支援等、総合的な地域福祉について検討していく必要があります。
4. 今後、独居高齢者や高齢者のみの世帯、重度の要介護者等が増加することが考えられるため、災害時の支援体制を一層強化する必要があるとともに、感染症蔓延時の支援体制を構築する必要があります。

第3章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 施策体系

1. 計画の基本理念

「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち ～いつまでも健幸に住み続けられる草津をめざして～

第3期計画では、「地域力のあるまち草津 未来へつなぐ地域福祉 人にやさしい福祉のまち」を基本理念に掲げて福祉施策を推進してきました。このたび、第4期計画では、第3期計画の基本的な方向性を引き継ぐとともに、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的に福祉施策を推進していくため、市民が安心して生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

この先ますます地域福祉の重要性が高まるなか、「わがまち草津」に誰もが安心して住み続けられる地域づくりに向け、地域における多様な人々による助け合い・支え合いを推進するとともに、「共助」「公助」の視点も含めて福祉関連施策・支援体制等のさらなる充実を図ることを目的に、「「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち ～いつまでも健幸に住み続けられる草津をめざして～」を基本理念に掲げて様々な福祉施策を展開していきます。

また、草津市で展開されている高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者および外国人等に関する支援施策をはじめ、再犯防止や権利擁護、防災・災害に関する取組等が、縦割りでない包括的な施策・取組として推進できるよう、第4期計画を策定します。

少子高齢化、核家族やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様性にともない、一人一人が抱える生活課題も多種多様となっている現在、第4期計画がめざす地域共生社会の実現のためには、「自助」「互助」の精神に基づいた住民同士による福祉活動の強化や、複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の強化が特に重要なものになります。

こうした住民同士の助け合いや、地域が一丸となって支え合う地域社会をめざして、この基本理念のもと、総合的な福祉のまちづくりに取り組んでいきます。



2. 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 みんなで育ち合う人づくり

- 地域の困りごとや課題を把握してボランティア活動を実践する等、地域福祉のことを考えられる人づくりを進めます。
- 子どもから高齢者まで、年齢や性別を問わず幅広く学習の機会を設け、福祉意識の醸成を図ります。
- 自主的に住民活動を進められるよう、地域におけるリーダーの育成や地域サロンの運営等を行います。
- 様々な福祉ニーズに対応できるよう、地域で福祉活動を実践する住民や団体等の交流を促進し、地域福祉の輪を広げます。

【基本方向】

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 住民活動の機会創出と人材育成
- (3) 福祉学習の推進



基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

- 地域住民と各種団体やサービス提供事業所等の連携を一層深めるとともに、会議等による意見交換・情報共有を図る等、地域ネットワーク機能の強化に努めます。
- 地域課題への対応力やコーディネート機能を高めるため、草津市社会福祉協議会の機能強化や福祉活動団体・NPO 法人等への支援を推進します。
- 地域内における福祉活動の促進と小地域福祉活動の場づくりや、大学・企業や社会福祉法人等との連携により、地域住民の支え合いを強化するための基盤づくりを推進します。

【基本方向】

- (1) 地域ネットワーク機能の強化
- (2) 地域福祉活動の推進

基本目標3 みんなが尊重される福祉のまちづくり

- 「断らない相談支援」体制をめざす窓口・関係機関等での連携強化と、支援を必要とする人へ適切なサービスが行き届くために情報発信の充実等を図ります。
- 見守り活動や災害時における要援護者避難支援体制の充実、バリアフリーの推進等により、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。
- 様々な理由により生活困窮者となっている方に対して自立支援を行うとともに、成年後見制度の利用促進や再犯防止にも努めます。

【基本方向】

- (1) 相談支援体制と情報発信の充実
- (2) 安全・安心な地域づくり
- (3) 生活困窮者自立支援と権利擁護の推進

3. 施策体系

基本理念

「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち
 ～いつまでも健幸に住み続けられる草津をめざして～

重点プログラム

- 1 地域で活動する人の輪を広げます
- 2 市民の暮らしに根ざした交流を深めます
- 3 地域共生社会の実現をめざした取組を進めます
- 4 災害への備えを推進します

基本目標 1 みんなで育ち合う人づくり

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 住民活動の機会創出と人材育成
- (3) 福祉学習の推進

基本目標 2 みんなで支え合う地域づくり

- (1) 地域ネットワーク機能の強化
- (2) 地域福祉活動の推進

基本目標 3 みんなが尊重される福祉のまちづくり

- (1) 相談支援体制と情報発信の充実
- (2) 安全・安心な地域づくり
- (3) 生活困窮者自立支援と権利擁護の推進

施策を展開し、基本目標を達成することで、基本理念の実現をめざします。

第4章 施策の展開

基本目標1 みんなで育ち合う人づくり

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

基本目標3 みんなが尊重される福祉のまちづくり

重点プログラム

基本目標 1 みんなで育ち合う人づくり

基本方向 1) 福祉意識の醸成

- 基本施策① 人権教育・啓発活動の推進
- 基本施策② 互いに分かり合える人づくり
- 基本施策③ 虐待や暴力の防止

基本方向 2) 住民活動の機会創出と人材育成

- 基本施策① ボランティアの育成・促進
- 基本施策② 住民活動の機会づくりの推進
- 基本施策③ 地域でのリーダーやコーディネーターの育成

基本方向 3) 福祉学習の推進

- 基本施策① 学校での福祉学習の充実
- 基本施策② 生涯学習の充実
- 基本施策③ 交流・ふれあいの場づくり

基本目標 2 みんなで支え合う地域づくり

基本方向 1) 地域ネットワーク機能の強化

- 基本施策① 関係機関・各種団体の連携と機能の強化
- 基本施策② 地域包括ケアシステムの推進

基本方向 2) 地域福祉活動の推進

- 基本施策① 地域福祉活動の支援
- 基本施策② 地元法人・企業の社会貢献支援
- 基本施策③ 地域福祉活動の拠点づくり

基本目標 3 みんなが尊重される福祉のまちづくり

基本方向 1) 相談支援体制と情報発信の充実

- 基本施策① 相談支援体制の充実
- 基本施策② 情報発信の充実

基本方向 2) 安全・安心な地域づくり

- 基本施策① セーフティネット機能の強化
- 基本施策② 災害時の支援体制の充実
- 基本施策③ 誰もが住みやすい環境づくり
- 基本施策④ サービスの評価と質の向上

基本方向3) 生活困窮者自立支援と権利擁護の推進

基本施策① 生活困窮者に対する自立支援

基本施策② 権利擁護の推進

基本施策③ 再犯防止の取組の推進

重点プログラム

基本理念の実現に向け、各種施策の展開のうち特に重点的に取り組むべき事項として、下記のとおり重点プログラムを設定します。

1 地域で活動する人の輪を広げます

地域の困りごとや課題を把握してボランティア活動を実践する等、地域福祉のことを考えられる人づくり等の内容について記載します。

2 市民の暮らしに根ざした交流を深めます

地域内で発生する様々な福祉課題への対応を見据えた「地域力」を高めるため、住民や団体等の交流を促し、地域で福祉活動を実践するきっかけとなるような場づくり・機会づくり等の内容について記載します。

3 地域共生社会の実現をめざした取組を進めます

地域共生社会の理念に基づき、複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築に向けて、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める断らない相談支援、また、居場所の確保や地域における住民同士の交流・参加の機会の創出、さらには、生活困窮者等への就労支援・居住支援等、総合的な地域福祉等の内容について、記載します。

4 災害への備えを推進します

多発する地震・風水害等の災害や感染症蔓延時における高齢者等への支援体制等の内容について、記載します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制
2. 計画の評価

1. 計画の推進体制

庁内関係課や庁外関係機関との情報共有や協力体制のもと、各分野間の連携を図るとともに PDCA を実施しながら各種施策・事業を推進すること等について、記載します。

2. 計画の評価

計画の進捗管理が図れるよう、評価の考え方等について、記載します。